

茅ヶ崎市ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総 則

第1条(名 称) 本会は、茅ヶ崎市ミニバスケットボール連盟(以下「本会」という。)と称する。

第2条(事務所) 本会は、事務所を理事長所在のところに置く。

第3条(目 的) 本会は、茅ヶ崎市内のミニバスケットボール競技界を統括し代表する団体としてミニバスケットボールの普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第二章 事 業

第4条(事 業) 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会
- (2) 各種講習会
- (3) ミニバスケットボールの指導並びに普及に関する事業
- (4) バスケットボール所管団体等(以下「他の関係団体等」という。)との連携・交流に関する事業
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第三章 登 録

第5条(登 録) 本会の加入は、本会の趣旨に賛同し、次の条件を満たした団体とする。

- (1) 茅ヶ崎市内に所在するミニバスケットボール団体であり、かつ、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)及び一般社団法人神奈川県バスケットボール協会(以下「県協会」という。)にチーム加盟し、選手は個人登録をしている団体であること。
- (2) 新規加入団体の場合は、本会の理事会で承認を得ていること。

第6条(脱退・除名) 本会の加盟団体は、次の場合に資格を失う。

- (1) 加盟団体から脱退の申請があったとき。
- (2) 本会の目的に反する行動をとった、若しくは本会の名誉を棄損したとして、理事会が除名を適当と認めたとき。
- (3) 加盟団体がJBA及び県協会を脱退したとき、若しくはJBA等から登録を抹消されたとき。

第四章 役 員

第7条(役 員) 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名 (5) 理事 若干名
- (6) 顧問 若干名

第8条(会 長) 会長は、理事会において選出する。会長は、本会を統理し、代表する。

第9条(副会長) 副会長は、理事会において選出する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条(理事長) 理事長は、理事の互選により選出し会長が委嘱する。理事長は、本会の執行

責任者として会務を掌理する。

第 11 条(副理事長) 副理事長は、理事の互選により選出し会長が委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条(理事) 理事は、各加盟団体から 1 名選出し会長が委嘱する。理事は、理事会を構成し、本会運営の重要事項の審議決定にあたるほか、本会会務各分掌の担当責任者となる。

第 13 条(顧問) 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は、本会運営の相談役とする。

第 14 条(任期) 本会役員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会議

第 15 条(会議) 本会の会議は、理事会及びその他の会議とする。

第 16 条(理事会) 理事会は、理事長、副理事長及び理事で構成され、本会の最高決定機関とし、本会の事業計画、会計報告、役員選出、規約改正、その他本会の運営に係る重要な事項について審議決定する。理事長は、必要に応じて会長、副会長及び顧問に出席を要請する。

2 理事会は理事長が招集する。構成員の 2/3 以上の出席で成立し、出席者の過半数の決議により議決する。可否同数の場合は、理事長が決する。

3 理事が理事会に出席できないときは、他の理事に議決権を委任することができる。この場合の理事は出席したものとみなす。

4 理事が欠席の場合、当該理事の所属団体の関係者の傍聴は認めるが、審議及び議決には加われない。

5 理事長は、必要に応じて会長、副会長及び顧問に出席を要請する。

第 17 条(その他の会議) 前条第 1 項の規定を除くその他の本会の会務の処理にあたり、必要に応じて理事長は会議を招集する。

2 前項の規定による会議の出席者の範囲及び議決事項等については理事長が別に定める。

第 18 条(委員会) 本会に次の委員会を置き、会務を分担する。委員は、理事及び各加盟団体から選出された指導者をもって充て、理事を委員長として運営する。委員長は理事の互選とする。必要に応じて委員の互選により副委員長を置く。委員の任期は、第 14 条の規定に準じる。

(1) 総務委員会

理事会及びその他の会議の記録・保管、大会式典、通信連絡等本会の庶務を行うほか、他のいずれの委員会にも属さない事務を処理する。

(2) 競技・運営委員会

本会の大会の企画や日程・会場等の交渉調整等を行う。

(3) 審判委員会

審判技術向上のため、ルール伝達や審判講習会等を行うほか、大会の際の審判員及びテーブルオフィシャルの割り当て等の調整を行う。

(4) 財務委員会

本会の財務全般を統理する。

(5) 育成・普及委員会

技術向上と児童の親睦を図る事業の企画・運営及び湘南地区バスケットボールフェスティバル等に係る選抜選手の選考を行う。

(6) 渉外委員会

他の関係団体等との交流・連携に係る連絡・調整を行う。

(7) 広報委員会

本会の活動の広報、ホームページの運営、報道関係等との連絡・調整を行う。

第六章 会 計

第 19 条(経 費) 本会の経費は、大会参加費、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

第 20 条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 附 則

第 21 条(委 任) この規約を実行するための必要な細則は、別に定めることができる。

第 22 条(附 則) 本規約は、平成 14 年 5 月 12 日制定施行する。

本規約は、平成 24 年 7 月 8 日改正施行する。

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。